## 令和2年度 第1回鶴岡市総合教育会議 次第

令和2年5月5日(火) 午前11時~ 市役所庁議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
  - •市 長
  - 教育長
- 3 協議
- (1) 小中学校の段階的な再開について
- (2) その他
- 4 閉会

### 5月11日からの段階的な学校再開について

R2.5.5 学校教育課

#### 1 これまでの経過

鶴岡市では、以下の通知に基づき、令和2年3月2日より市立の小学校及び中学校を臨時休業とした。

- ・令和2年2月28日付元文科発第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について(通知)」(文部科学事務次官通知)
- ・令和2年2月28日付義教第796号「新型コロナウイルス感染症に係る学校臨時休業等の対応について(依頼)」(山形県教育委員会教育長通知)

その後、本市での感染者の発生を受けて臨時休業を延長し、さらに、以下の通知に基づき、 引き続き、同年5月10日まで臨時休業としてきた。

・令和2年4月12日付義教第47号「小学校、中学校等の臨時休業及び今後の対応について(依頼)」(山形県教育委員会教育長通知)

#### 2 基本的な考え方

5月4日に国による緊急事態宣言が5月31日まで延長になり、全都道府県が対象区域に指定されている。また、緊急事態宣言の延長に合わせて基本的対処方針が改定され、特定警戒都道府県とそれ以外の特定都道府県でそれぞれの状況に応じた外出自粛等の内容が示されている。

令和2年5月1日「学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会『新型コロナウイルス感染症対策の現状を踏まえた学校教育活動に関する提言』」では、「緊急事態宣言の対象区域は都道府県単位で指定されるが、たとえ区域内であっても地域や生活圏によって感染の状況は異なることから、一律ではなく地域の状況を踏まえて、段階的に学校教育活動を開始していくことも可能である。」としており、この提言を受け、基本的対処方針では、「地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境をつくっていく。」としている。

本市においては、4月18日以降、新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されていないこと、また、児童生徒の学びの保障や心身の健康等の観点から、学校における感染リスク及びその拡大リスクを可能な限り低減しながら、5月11日から段階的に学校の教育活動を再開することとする。

なお、今後、国や県の方針等が示された場合、その内容によっては対応を変更することもあり得る。

(1) 学校関係者<sub>※1</sub>に感染が確認されていない場合 ※1 日常的に学校を使用する児童生徒及び教職員 3月24日付文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」、4月14日付(5月4日改定)鶴岡市教育委員会「学校再開に向けた『新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防止対策緊急点検』チェックリスト」に基づく感染予防対策を講じたうえで、学校教育活動を行う。

- ①特に、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
  - ・外から校舎に入る時、給食前等における手洗いの徹底
  - ・多くの学校関係者が触れる場所や共用の教材等の適切な消毒(1日1回以上)
  - ・マスクの着用 ※布マスク(国) →5月7、8日一人1枚配布 ※不織布マスク(市) →5月11日から一人15枚配布
- ②定期的な換気、座席配置や活動形態の工夫により、教室等における「3密」を避ける。
- ③登校時、会話を最小限に控えることを指導するとともに、昇降口の密集を防止する。
- ④配食時のマスクの着用を徹底するとともに、会食時の会話を控え、対面での着席を回避 する。
- ⑤児童生徒及び保護者に対し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や、これらの 感染症対策について発達段階に応じた指導を行う。また、新型コロナウイルス感染症を理 由とした偏見や差別、いじめが発生することのないよう、適切な指導及び支援を行う。

### (2) 学校関係者に感染が確認された場合

- ①学校関係者が P C R 検査受検の対象者と判断された場合
  - ・当該本人は自宅待機(出席停止)とするとともに、それ以外の学校関係者は(1)と同様の対応とする。
- ②学校関係者が濃厚接触者にあたると特定された場合
  - ・当該本人は、感染者と最後に濃厚接触した日から2週間の健康観察期間中は自宅待機 (出席停止)とするとともに、当該学校を一時的に臨時休業とし、当該本人の学校に おける行動状況を踏まえて、関係機関等と相談のうえ、必要に応じた消毒等の対策を 講じる。
  - ・自宅待機(出席停止)となった当該本人との連絡体制を確認し、必要な支援を行う。
  - ・学校再開後は、(1)と同様の感染症防止対策等を実施するとともに、児童生徒の健康 観察等を徹底する。
- ③学校関係者の感染が確認された場合
  - ・当該学校を臨時休業とし、当該本人の学校における行動状況を踏まえ、関係機関と相談のうえ、必要に応じて専門業者による消毒等の対策を講じる。
  - ・当該学校だけでなく、同じブロックにある小中学校も臨時休業とし、当該学校での濃厚接触者が特定され、必要な消毒等が終了したら学校を再開する。
  - ※濃厚接触者を迅速に限定するため、当該本人の行動及び接触者等のリストを作成し、 関係機関等に情報提供できるよう準備する。

### (3) 本市において感染の拡大が懸念される場合

- ①4月17日付文部科学省通知で示された「Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(以下「臨時休業ガイドライン」という)」を踏まえ、関係機関等と連携し、臨時休業を含めた対策を講じる。
- ②市対策本部より、新型インフルエンザ等対策特別措置法第36条第6項に基づき、地域全体の活動自粛を強化する一環として要請があった場合、感染者が発生していない学校を含めた地域一斉の臨時休業を検討する。

#### 3 5月11日からの学校の再開について

- (1) 5月11日(月)から5月15日(金)までは、全学年が登校し、給食を食べて下校する。(給食の実施については、各校の計画で進める。)臨時休業後、1週間は学校生活に適応する期間、児童生徒の心身の状況を把握する期間とし、心のケア等にも十分に配慮していく。また、中学校においては、この週に部活動は行わないこととする。
- (2) 5月18日(月)からは、各校の計画による通常の学校教育活動を実施する。1日の授業時数については、児童生徒の状況を踏まえて適切に設定する。また、部活動の実施に当たっては、当面、次のように実施する。
  - ①活動は平日のみとし、1日の活動時間は2時間以内とする。
  - ②活動場所は自校内または日常的に活動している場所に限る。
  - ③活動する際は、対外試合等、外部と交流するような活動は行わない。
  - ④「3つの密」を避けるための取組(行動変容)及び感染症予防対策を徹底する。
  - ⑤この取扱いについては、原則5月31日までのものとし、それ以降の取扱については、 感染状況等を踏まえ、別途通知する。

なお、5月11日からの学校再開の状況や国、県の方針等により、対応を変更することもある。

(3) 学校再開後に学校関係者の感染が判明した場合は、2(2)で示した対応をする。

### 4 今後の教育活動等に関する見通しについて

- (1) 各教科等の指導において、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替える等により、当面の間実施しないようにする。
  - (例)・狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
    - ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習や実習
- (2) 小学校における水泳指導は、健康診断の実施状況及び新型コロナウイルス感染症と水中での感染の因果関係等を勘案して改めて判断する。
- (3) 修学旅行の実施については、今後の感染拡大状況を勘案し、改めて判断する。
- (4) 不足する授業時間数の確保については、長期休業を短縮して授業日を設定したり、一日 の学習時間を増やしたりして対応する。また、学習内容や学校行事等を児童生徒の実態 を踏まえて精選するなどし、教育課程を変更する。

#### 5 その他

学校再開後も学校の相談窓口を継続して設置するとともに、保護者に周知し、児童生徒の学習・生活・健康等の相談に応じる。

# GIGAスクール構想推進事業について

鶴岡市教育委員会 学校教育課

## GIGAスクール構想の概要

## 【目的】

- ・「Society5.0」に対応できる人材育成
  - ※基礎的読解力、数学的思考力等の基盤的な学力と情報活用能力の育成
- ・一人一人のニーズに合わせた教育の提供による自己実現
  - ※1人1台の端末整備による個に応じた学習活動(個別最適化学習)の実現

## 事業概要①

## 校内通信ネットワーク環境の整備

・校内LANと電源キャビネットの整備

## 事業概要②

## 児童生徒1人1台端末整備

・全児童生徒数の3分の2の台数整備※

### 【措置要件】

- ①整備した機器の活用計画及び教員のスキル向上などのフォローアップ計画の策定
- ②高速大容量回線の接続が可能な校内LAN整備計画の策定
- ③ 「教育のICT化に向けた環境整備計画5か年計画(2018~2022)」に基づく、地方財政措置を活用した端末整備
- ④国が提示する標準仕様書に基づく整備内容

# 「教育のICT化に向けた環境整備計画 5 か年計画(2018~2022)」

- ①児童生徒用PC
  - →※3クラスに1クラス分の整備
- ②指導者用PC
  - →授業を担当する教師1人1台
- ③統合型校務支援システムの導入

## GIGAスクール構想推進事業の概要

## 【事業の趣旨】

当初、1人1台端末の整備は学年別に令和5年度まで、通信ネットワークは令和2年度中の整備を計画していたところであるが、新型コロナウイルス対策として国が新たに補正予算を成立させる意向を表明し、端末及びネットワーク共に令和2年度中の整備を推進する方針を示したことから、本市としても令和2年度中の整備を進めていく。

事業推進計画(案)	6月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内通信ネットワーク整備	6月議会 補正予算	9月議会上程(財産取得)	整備開始(入札・契約締結・整備)				) 雷田縣	月開始
1人1台端末整備	提出							

# GIGAスクール構想により目指す授業イメージ

# ①Society5.0に対応できる人材育成

課題設定

情報収集 情報の取捨選択 情報の編集 分かりやすく いかに伝えるか

発信 他者に伝える

評価





# GIGAスクール構想により目指す授業イメージ

# ①Society5.0に対応できる人材育成









# GIGAスクール構想により目指す授業イメージ

# ②一人一人のニーズに合わせた教育の提供



